

## 名岐道路の都市計画決定に関する 愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会(第8回)

- 1 とき 令和6年9月24日(火) 午前9時から午前10時まで  
 2 ところ 愛知県本庁舎2階 講堂  
 3 内容

(1) 開 会

(2) 議題

①専門部会(第7回)以降の状況について(資料1)

○説明要旨(岩越課長補佐)

**【質疑応答等要旨】**

質疑応答なし

②環境影響評価書についての国土交通大臣等意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応(案)について(資料2)

○説明要旨(筧課長補佐)

環境影響評価書についての国土交通大臣等意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応(案)について説明

**【質疑応答等要旨】**

質疑応答なし

③環境影響評価書(補正案)について(資料3)

○説明要旨(筧課長補佐)

環境影響評価書(補正案)について説明

**【質疑応答等要旨】**

質問等要旨	回答要旨
<p>(井料委員)                      想定通りの効果が得られているかを把握するためには、モニタリングが重要であると考え、どのように行うのか。また、住民からの意見はどう把握するのか。</p>	<p>(岩越課長補佐)                      現時点では事業者が未定のため、詳細は決まっていないが、一宮市が観測しているデータ等を確認することを想定している。また、住民からの意見の把握等についても一宮市と事業者が連携を取りながら行っていくこととなる。</p>
<p>(梶田委員)                      対応方針等を適切に公表するとあるが、どのように公表されるのか。また、地域住民等に対して丁寧に説明を行うとあるが、改めてお願いしたい。</p>	<p>(岩越課長補佐)                      HP及び説明会等を想定している。承知した。</p>
<p>(芹沢委員)                      資料内で「事業者により実行可能な範囲」という言葉があるが、これは、事業者が無理なく実施できる範囲ではなく、事業者が責任をもって実行できる範囲という意味であることに留意してほしい。</p>	<p>(岩越課長補佐)                      承知した。</p>

<p>(朴委員)          保全措置の方針等に関して適切に公表し、透明性及び客観性の確保に努めるとあるが、具体的にはHPだけでなく説明会等の対面による方法を含めて周知を行うということか。また、説明会を行う場合の主体はどこになるのか。</p>	<p>(岩越課長補佐)          周知や説明会等の主体は事業者となる。現時点では事業者については未定であるが、一宮市や愛知県と連携して進めていくこととなる。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

○評価書(補正案)について了承。

④部会長報告(案)について(資料4)

○説明要旨(筧課長補佐)

部会長報告(案)について説明

**【質疑応答等要旨】**

質疑応答なし

(部会資料)

- ・資料1  
  専門部会(第7回)以降の状況について
- ・資料2  
  国土交通大臣等意見と都市計画決定権者の対応(案)について
- ・資料3  
  環境影響評価書(補正案)について
- ・資料4  
  部会長報告(案)について
- ・参考資料  
  環境影響評価書(補正案)

(出席者)

委 員		
部会長	秀島 栄三	土 木 計 画
委 員	梶田 悦子	環 境 ・ 衛 生
委 員	井料 美帆	都市計画(交通)
委 員	芹沢 俊介	自 然 環 境
委 員	朴 恵淑	大 気 質
※岡本委員及び岡田委員 欠席		

県		
都市基盤部	部長	伊井 誠
都市計画課	課長	伊藤 慎悟
〃	担当課長	青柳 克彦
〃	課長補佐	岩越 敦哉
〃	課長補佐	笥 光喜
〃	主査	岩川 慎悟